

横浜市認証制度”Y-SDGs”更新QA

No.	Q	A
1	申請書類はどうやって入手すればいいのですか。	デザインセンターの会員ページからダウンロードできます（Excel形式）。
2	どこに提出をすればいいのですか。	デザインセンターにメール（contact@yokohama-sdgs.jp）にて提出いただきますようお願いいたします。
3	更新は無償ですか。	無償です。
4	更新後の認証期間はどれくらいですか。	2年間です。
5	更新申請の期限（認証期間終了の1か月前）を過ぎてしまった場合はどうなりますか。	期限内にご申請ください。やむを得ない事情により申請ができなかった場合には、横浜市役所にご連絡ください。
6	更新手続きを忘れてしまい、認証期間を過ぎてしまいました。その場合、更新申請はできませんか。	期限内にご申請ください。やむを得ない事情により申請ができなかった場合には、横浜市役所にご連絡ください。
7	更新を希望しない場合はその旨の連絡が必要ですか。	更新を希望しない場合、デザインセンターにご連絡ください。
8	当初の認証申請時から「申請者の概要」の内容に変更があった場合は別途報告が必要ですか。	別途報告の必要はありません。更新申請書に記載の内容を最新の情報として取り扱うこととします。 ※ユーザーIDの変更はできません。 ※企業名・団体名の変更があった場合は、別途、横浜市にご報告いただきますようお願いいたします。
9	ユーザーIDを忘れてしまった場合はどうすればいいのですか。	デザインセンターにお問い合わせください。
10	認証期間や認証番号を忘れてしまった場合はどうすればよいのですか。	お手元の認証状をご確認ください。もし不明な場合は、デザインセンターにお問い合わせください。
11	更新と合わせてランクアップ（より上位の認証への申請）をしたい場合は可能ですか。	更新申請の際にランクアップの申請をすることはできません。通常の認証募集受付期間（年3回程度募集）に申請いただきますようお願いいたします。

12	なぜ認証申請と更新は違う様式なのですか。	更新申請の様式では、現在の取組み内容に加えて、今後の取組み内容や目標、達成期限等を記載いただくこととしております。 本様式の狙いとしては、現在、SDGs達成等に向けた取組が実際のよう に社会的課題の解決に影響を与えたかなどを重視する「インパクト評価」 「インパクト投資」への関心が高まっている中で、認証事業者の皆様にも 取組の継続性や効果についてお示しいただくことをお願いするものです。
13	認証申請時と違う様式になっていますが、今後の更新（更新後、2年間が経過し、再度認証を継続したい場合）の際も同じですか。	初回の更新のみ、更新申請の様式を使用いただきます。初回の更新期間 の2年間が経ち、再度更新を希望する場合は、あらためて新規認証申請 の手続（チェックシート提出・ヒアリング等実施）を行っていただく予 定です。
14	E・S・G・Lの各分野で1項目しか記載できないのですか。追加は可能ですか。	各分野で1項目のみ記載いただくこととし、項目の追加はできません。 各分野で最も力を入れている取組について記載ください。
15	記載内容について相談できますか。	更新申請に係る記載内容については、通常の認証申請用のチェックシ ートの「取組の具体例」等も参考にしながら適宜記載ください。様式の記 載方法等が不明な場合は、横浜市にお問い合わせください。
16	E・S・G・Lのうち記載できない分野については、空欄で提出してもいいですか。	空欄は不可とします。通常の認証申請用のチェックシートの「取組の具 体例」等も参考にしながら適宜記載ください。
17	③現在の取組み内容と④今後の取組み内容と目標の内容は同じではいけないですか。	現在の取組み内容を継続して実施していただくのでも構いませんが、可 能であればより高い目標を設定して、目標達成に向けた取組を検討し、 設定してください。
18	目標を達成できない場合は認証取り消しになるのですか。	認証取り消し等のペナルティはありません。
19	自社・自団体でE・S・G・Lの各分野の項目を追加した内容で、自社・自団体のHP等で公表することは可能ですか。	自社・自団体で別途作成し公表することは妨げません。ただし、横浜市 が確認したものと誤解を与えるような公表方法・表現は避けていただき ますようお願いいたします。
20	目標設定シートの内容は必ず公表されるのですか。	横浜市及びヨコハマSDGsデザインセンターホームページで公表いたし ます。あらかじめご承知おきください。
21	提出したものがそのまま公表されるのですか。	原則、提出いただいたものをそのまま公表しますが、内容を確認し、必 要に応じて修正等をお願いする場合があります。
22	認証状は新しくもらえるのですか。	新たに認証状を発行します。
23	現在の認証状は市に返還する必要がありますか。	返還の必要はありません。

24	更新した事業者はどのように発表されますか。	市及びデザインセンターHPで公表予定です。なお、記者発表は予定していません。
----	-----------------------	----------------------------------------